

前橋市火災予防条例新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 第1章～第2章 省略 第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第38条の2―第38条の7) 第2章の3 林野火災の予防(第38条の8・第38条の9) 第3章～第6章 省略 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第38条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 省略 第2章の2 省略 第2章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報) 第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。 (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。 (指定催しに係る防火管理) 第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。	目次 第1章～第2章 省略 第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第38条の2―第38条の7) 第3章～第6章 省略 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第38条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 省略 (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。 第2章の2 省略 (指定催しに係る防火管理) 第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

備考 省略

備考 省略